

一般社団法人日本小児看護学会 (JSCHN)  
利益相反管理指針

2022（令和4）年7月1日  
2025年（令和7年）3月16日一部改定

一般社団法人日本小児看護学会

## 序文

一般社団法人日本小児看護学会は、小児看護に関する実践、教育及び研究の発展と向上に努め、それらを通して子どもの健康増進に寄与することを目的としている。

本学会では、小児看護の発展と向上に寄与する実践、教育および研究を発信し、それらの優れた取り組みを社会に公表することで、子どもの健康増進に寄与している。

研究活動では、企業・法人組織、営利を目的とする団体との産学連携により行われる場合が少なくない。産学連携においては、経済的な利益関係等により、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、あるいは、損なわれるのではないかと第三者から懸念されかねない利益相反（conflict of interest 以下、COI）が必然的・不可避免的に発生することがある。

この利害関係により、研究方法、データ解析、結果の解釈が歪められ、適切な評価がなされないこともあり得る。

このような事態を回避するために、看護研究や論文審査等を実施する研究者は、企業・法人組織、営利を目的とする団体から当該研究者に提供される経済的な利益等に関するCOI情報を適切に開示することが求められる。

本学会は、会員に対してCOIに関する基本的な考え方を示すことによって、本学会の研究の公明性と中立性を確保し、研究活動を積極的に推進し、社会的責務を果たすために本指針を定める。

### 1. 目的

本指針の目的は、会員の小児看護の実践や研究等、学会運営等において適切なCOI管理を行い、本学会の事業の公明性や中立性を保つ環境を堅持し、小児看護学の教育、研究の発展に寄与することである。

### 2. COIの対象となる者

COI状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- 1) 学会役員（理事長、副理事長、理事、監事）、各種委員、評議員
- 2) 学術集会会長、学術集会企画委員
- 3) 論文投稿者および共著者
- 4) 学術集会、研修会等の発表者、講演者
- 5) その他の学会関連活動を担当する者（研修会運営担当者等）

※ 3）、4）、5）については、正会員、非会員を問わず申告するものとする。

### 3. COIの対象となる事業活動

本学会が行う全ての事業活動を対象とする。特に、本学会が発行する学術雑誌への投稿、ならびに本学会が主催する学術集会や関連する講演会等での発表・講演では、本指針を遵守することが求められる。

### 4. COIを申告すべき事項

- 1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職への就任
- 2) 株の保有
- 3) 企業・法人組織や営利を目的とした団体からの特許権の使用料
- 4) 企業・法人組織や営利を目的とした団体からの講演料等
- 5) 企業・法人組織や営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- 6) 企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費
- 7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する奨学寄附金（奨励寄附金）
- 8) 企業・法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合
- 9) その他の1)～8)に含まれない報酬（研究とは無関係な旅行、贈答品等）
- 10) 1)～9)に含まれない個人的利害関係が生じるような状態
- 11) 配偶者（パートナー）の上記1)から9)においては、対象者が申告する。

### 5. COIとの関係で回避すべき事項

研究と学会活動の成果物等の公表は純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。対象者は研究成果とその解釈といった公表内容について、資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者などと締結して

はならない。

## 6. COI申告・開示の実施方法と各種委員会対応

### 1) 学会役員・各種委員・評議員

- (1) 就任時およびその後年1回ずつ決められた時期にCOI委員会に申告する。
- (2) 任期中に新たなCOI状態が発生した場合は、その都度速やかにCOI委員会に修正申告する。
- (3) 学会役員等が学会運営・活動のため業者を選定する等の重大な意思決定を行う場合に申告する。

### 2) 学術集会会長・企画委員

- (1) 就任時およびその後年1回ずつ決められた時期にCOI委員会に申告する。
- (2) 任期中に新たなCOI状態が発生した場合は、その都度速やかにCOI委員会に修正申告する。

### 3) 論文投稿者および共著者

- (1) 学会が発行する学術雑誌への投稿に際し、論文投稿者および共著者は、著者ごとに、論文に関連する企業・団体等とのCOI状態を記したCOI自己申告書を、編集委員会に提出する。利益相反に該当する場合は、論文投稿時に申請するとともに、その内容を投稿論文に明記する。また、COIに該当しない場合は、論文の倫理的配慮の項に、COIがない旨を記載する。
- (2) 学会誌編集委員会は、学会誌などの刊行物で研究成果論文等が発表される場合には、その実施が本指針にそったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。なお、措置の際には、本指針「9. COI自己申告内容に疑義が生じた場合の対応」に準じて対応する。

### 4) 学術集会、研修会の発表・講演者

- (1) 学術集会での発表（基調講演・シンポジウム・口演・ポスター・交流集会等）、および研修会等での発表に際し、発表者および共同発表者は、演題に関連する企業・団体等とのCOI状態を所定の様式に従って発表時等に開示する。
- (2) 企業や営利団体が主催・共催する研究会、講演会、セミナー（ランチョンセミナー等）等については、座長・司会者も講演者と同様に、演題に関連する企業・団体等とのCOI状態を開示する。
- (3) 学術集会会長・研修会担当委員会委員長は、発表に際して、その実施が本指針にそったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。なお、措置の際には、本指針「9. COI自己申告内容に疑義が生じた場合の対応」に準じて対応する。

### 5) その他の学会関連活動を担当する者

- (1) 本学会に関連するその他の活動においても、担当者のCOI状態を記したCOI自己申告書を、COI委員会に提出、あるいは発表時にCOI状態を開示する。
- (2) 各委員会が委員ではない者を招集して活動を行う場合は、委員ではない者のCOI自己申告書をCOI委員会に提出する。
- (3) 臨時に設置される調査委員会、諮問委員会等での活動をする者はCOI自己申告書をCOI委員会に提出する。

## 7. COI申告書の保管・管理

COI自己申告書の保管期間は4年とし、学会事務局で保管管理する。学会事務局は理事長およびCOI委員会の求めに応じ、提出する。

## 8. COI委員会の設置

COI委員会構成員は理事長、副理事長、学術・研究推進委員会委員長、倫理委員会委員長、編集委員会委員長、庶務担当理事とし、理事長が招集する。COI委員会の委員長は副理事長とする。

疑義案件を検討する際の委員会には、前述の委員に加えて外部委員（弁護士）を招集する。ただし、COI委員会委員に疑義が生じた場合は、その委員は招集されない。副理事長に疑義が生じた場合は、副理事長を除いた委員が互選で委員長を選任する。

## 9. COI自己申告内容に疑義が生じた場合の対応

- 1) 疑義を発見した者は学会事務局に申し出る。学会事務局は速やかに疑義の申し立てがあったことを理事会に報告する。

- 2) 理事会はCOI 委員会に当該事例に関する検討を諮問する。
- 3) COI 委員会は疑義が生じている当該会員等に対し、十分なヒアリング等を行って事実確認を行い、理事長に結果を答申する。
- 4) 理事長はCOI 委員会の答申をもとに理事会で当該事例に関する対応を審議して対応を決定し、当該会員等に通知する。
- 5) 当該会員等が指摘されたCOI状態の説明責任を適切に果たせない場合には、虚偽の内容・程度により、一定期間、次の措置の全てまたは一部を講じる。
  - (1) 本学会が開催する全ての学術集会、講演会等での発表禁止
  - (2) 本学会の刊行物への研究成果発表禁止
  - (3) 本学会の役員、評議員、委員会委員、学術集会長の就任禁止および解任
  - (4) 本学会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止
- 6) COI委員会は理事会で決定した措置について当該会員等に対して説明し通知する。
- 7) COI自己申告に関する虚偽等を指摘された会員等は、理事会に対し不服申し立ての審査請求を行うことができる。
- 8) 理事会は、不服申し立ての審査請求を受けた場合、速やかに不服申し立て審査委員会を設置して対応を審議する。不服申し立て審査委員会は、理事会が組織するものとし、委員は原則として、それまでの審査に関わらなかったものを委員とする。
- 9) COI自己申告に関する疑義の通報者については、通報に係る秘密保持の徹底を図る。

#### 10. 細則の制定

本学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

#### 11. 指針の改定

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改定、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるために、定期的に見直しを行い、改定することができる。

#### 附則

この指針は、2022年9月1日から施行する。

#### 附則

この指針の改定は、2025年3月16日から施行する。